

告示第 22 号

太子町児童育成支援拠点事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町児童育成支援拠点事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、法第 6 条の 3 第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）に係る届出等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第 2 条 法第 34 条の 17 の 2 第 2 項の規定による届出は、児童育成支援拠点事業開始届により行うものとする。

(事業変更の届出)

第 3 条 法第 34 条の 17 の 2 第 3 項の規定による届出は、児童育成支援拠点事業変更届により行うものとする。

(事業廃止又は休止の届出)

第 4 条 法第 34 条の 17 の 2 第 4 項の規定による届出は、児童育成支援拠点事業廃止(休止)届により行うものとする。

(事故の報告)

第 5 条 規則第 36 条の 37 の 5 の規定による届出は、児童育成支援拠点事業事故報告書により行うものとする。

(調査及び立入検査等)

第 6 条 町長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、法第 34 条の 17 の 3 に基づき、調査及び立入調査等を行うことができる。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。